

「青森県沖日本海（南側）」及び「山形県遊佐町沖」における洋上風力発電事業者の選定結果等について

2024年12月24日

同時発表：国土交通省

▶エネルギー・環境

経済産業省及び国土交通省は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域である「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」における選定事業者について、それぞれ「つがるオフショアエナジー共同体」、「山形遊佐洋上風力合同会社」を選定しました。

1. 経緯

- 経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法に基づき、「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」の2区域について、洋上風力発電事業を実施する者を選定するため、2024年1月19日から2024年7月19日まで公募を行いました。
- 今般、再エネ海域利用法及び「一般海域における占用公募制度の運用指針」（2022年10月改訂）（以下「運用指針」という。）に基づき、事業者から提出された公募占用計画について、それぞれの区域ごとに学識経験者及び専門家から構成される第三者委員会を設置し、青森県知事、山形県知事の意見も参考にしつつ、評価を行いました。
なお、区域ごとに設置する第三者委員会については、風力発電、海洋構造物、財務・ファイナンス、地域、法務の各分野に関する学識経験者及び専門家8名で構成されています。委員名については、運用指針に基づき、各選定事業者の公募占用計画を認定する際、併せて公表します。

2. 選定事業者

青森県沖日本海（南側）

（1）事業者名

つがるオフショアエナジー共同体

（2）構成員

- 株式会社JERA（法人番号 6010001167617）
- 株式会社グリーンパワーインベストメント（法人番号 8010401077819）
- 東北電力株式会社（法人番号 4370001011311）

（3）事業計画概要

- 発電設備：着床式洋上風力発電
- 発電設備出力：61.5万kW（1.5万kW×41基、Siemens Gamesa Renewable Energy製）
- 運転開始予定時期：2030年6月

山形県遊佐町沖

（1）事業者名

山形遊佐洋上風力合同会社（法人番号 5010003036168）

（2）構成員

- 丸紅株式会社（法人番号 9010001008776）
- 関西電力株式会社（法人番号 120001059632）
- BP Iota Holdings Limited（法人番号 14860361）
- 東京瓦斯株式会社（法人番号 6010401020516）
- 株式会社丸高（法人番号 7390001006579）

(3) 事業計画概要

- 発電設備：着床式洋上風力発電
- 発電設備出力：45.0万kW（1.5万kW×30基、Siemens Gamesa Renewable Energy製）
- 運転開始予定時期：2030年6月

3. 2区域における選定結果の詳細

「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」のそれぞれの区域について、公募占用計画を提出した3事業者、4事業者について、再エネ海域利用法第15条第1項の規定に基づき、審査を行ったところ、同項各号で掲げる基準に適合していると判断しました。そのため、「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（令和6年1月策定）（以下「公募占用指針」という。）に定める評価基準に基づき、供給価格（120点満点）及び事業実現性に関する要素（120点満点）について評価を行い、別紙1のとおり採点しました。

なお、価格点については、同指針に基づき、以下の計算式により算出しています。

価格点＝120点×（最も低い供給価格/当該事業者の供給価格）

※供給価格点がゼロプレミアム水準以下の場合は、一律120点として評価することとしており、本公募における同水準は3円/kWhです。

（別紙1）「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」の評価結果 

（参考）「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（令和6年1月策定） 

4. 選定事業者の事業計画要旨

公募占用指針において、選定結果公表時に公表することとしている各区域の選定事業者の事業計画の要旨は別紙2のとおり。

（別紙2）「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」の選定事業者の公募占用計画要旨 

（参考）各促進区域の概要

1. 青森県沖日本海（南側）
2. 山形県遊佐町沖

各区域の詳細については、[こちら](#)  をご確認ください。

担当

- 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課 風力政策室長 古川
担当者：落合、千葉、鈴木
電話：03-3501-1511（内線 4551）
メール（経済産業省・国土交通省合同）：
hqt-2023koubo★gxb.mlit.go.jp
※【★】を【@】に置き換えてください。
- 国土交通省 港湾局 海洋・環境課海洋利用開発室長 鈴木
担当者：阪本
電話：03-5253-8111（内線 46656、46668）

1. 青森県沖日本海（南側）の評価結果

事業者名	事業計画概要				評価点 [補正後合計点は、小数点第2位まで表記（第3位を四捨五入）]					
	運転開始 予定時期	発電設備 出力 (万kW)	風車メーカー 風車型式 (出力)	基数 (基)	総合点 (A + B)	価格点 [120点満点] (A) 選定事業者のみ 供給価格公表	事業実現性評価点 [120点満点]			
							補正後 合計点 (B) 注1	補正前 合計点 (C = D + E)	事業の実施能力 [80点満点] (D)	地域との調整等 [40点満点] (E)
つがるオフショアエナ ジー共同体注2	2030/6/30	61.5	SGRE SG DD-236 (15MW)	41	240	120 (3円/kWh)	120	110.625	70.625	40
青森南洋上風力開 発合同会社注3	2030/6/30	49.5	GE Haliade-X250 (16.5MW)	30	202.71	120	82.71	76.25	51.25	25
津軽七里長浜洋上 風力合同会社注4	2030/6/30	57.0	Vestas V236-15MW (15MW)	38	185.08	120	65.08	60	40	20

(注1) 事業実現性評価点は、公募占用指針に基づき、以下のとおり補正。
事業実現性評価点 = (提案者の評価点 / 同一の促進区域における公募参加者の最高評価点) × 120

(注2) 構成員（代表企業下線）
株式会社JERA、株式会社グリーンパワーインベストメント、東北電力株式会社

(注3) 構成員（代表企業下線）
シー・アイ・ファイブ・コーポレーティブ・ユー・エー、東急不動産株式会社、北陸電力株式会社、戸田建設株式会社

(注4) 構成員（代表企業下線）
ヴィーナ・エナジー洋上風力株式会社

事業実現性評価点の内訳及び講評（迅速性、事業計画の基盤面）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

		つがるオフショアエナジー共同体	青森南洋上風力開発合同会社	津軽七里長浜洋上風力合同会社
迅速性 〔20点満点〕		16.875点 （基礎点20点×33.75/40）	13.75点 （基礎点20点×27.5/40）	10点 （基礎点20点×20/40）
		● 運転開始時期に応じて予め決められている基礎点（公募占用指針に記載）に事業計画の基盤面・実行面（満点40点）の得点率を乗じて算出。なお、事業計画の基盤面・実行面（満点40点）の得点率が5割未満の場合は、迅速性の評価点は「0点」となるが、該当した事業者はいなかった。		
事業計画の基盤面	事業実施体制・実績 〔10点満点〕	10点 （トップランナー）	10点 （トップランナー）	5点 （ミドルランナー）
		● 全事業者について、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営」に係る各役割を担う主たる者及び当該者の適切な実績が具体的に示されており、また公募占用指針で示すリスクシナリオについて十分な検討内容が記載されている。加えて、①SPCの意思決定方法及びリスク管理体制、②SPCの意思決定機関における洋上風力発電事業に関する経験を有する役員の配置計画、③緊急時体制・対応・訓練の計画、が具体的に示されている。以上より、全事業者、「ミドルランナー」までの基準を満たすと評価。 ● 「つがるオフショアエナジー共同体」及び「青森南洋上風力開発合同会社」については、独自リスクシナリオに関し、特定したリスクは他社でも検討されている内容であるものの、各対応策が根拠資料とともに十分示されており、高い実現可能性を有している点で相対的に優れていると評価。加えて、本事業との親和性がある実務経験を有する人材が確保されているとともに、重要な部署、所掌、ポジションを特定し、体制図が具体的に示されている。以上より、両者ともに「トップランナー」と評価。		

事業実現性評価点の内訳及び講評（事業計画の基盤面）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

		つがるオフショアエナジー共同体	青森南洋上風力開発合同会社	津軽七里長浜洋上風力合同会社
事業計画の基盤面	資金・収支計画 〔10点満点〕	7.5点 （優れている）	10点 （トップランナー）	5点 （ミドルランナー）
		● 全事業者について、①各事業費の根拠が示されダンプの疑いがない、②実現可能性に欠く不適切な資金調達方法ではない、③発電量予測や基準価格等を踏まえた事業収入見通しである、④事業期間中に累損解消ができる、⑤撤去費用が適切に確保されている、点が具体的に示されているため、「最低限必要なレベル」基準を満たすと評価。 ● 全事業者について、公募占用指針で示す感度分析シナリオに関しLLCRが1.0以上であること、またプロジェクトファイナンス以外を計画する場合に信用力のある金融機関等からのLOIを取得していることが、具体的に示されているため、「良好」基準を満たすと評価。加えて、全事業者について、資金収支計画の各項目に関して適切な専門家による適切性の検討・評価を受けていることが、根拠とともに具体的に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「つがるオフショアエナジー共同体」については、他社と比較して公募占用指針で示すリスクシナリオについてより精緻に分析しており、具体的な対応策が根拠資料とともに示されている点、「青森南洋上風力開発合同会社」については、公募占用指針で示すリスクシナリオのうち、オフテイクの契約不履行・倒産リスクに対し、他社と比較して商務条件の履行の確実性が高いオフテイクをより多く獲得している点が、それぞれ相対的に優れていると評価。かつ、両者とも、公募占用指針で示す全ての感度分析シナリオで事業継続に支障がない点について、第三者専門家による確認結果が示されている。 ● 加えて、「青森南洋上風力開発合同会社」については、独自リスクシナリオに関し、他社では十分検討されていないリスクを特定・分析している点に加え、具体的な対応策が根拠資料とともに示されている点が相対的に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。		

事業実現性評価点の内訳及び講評（事業計画の実行面）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

		つがるオフショアエナジー共同体	青森南洋上風力開発合同会社	津軽七里長浜洋上風力合同会社
事業計画の実行面	運転開始までの事業計画〔15点満点〕	11.25点 （優れている）	3.75点 （良好）	7.5点 （ミドルランナー）
		- 全事業者について、各工程の内容及びスケジュール根拠、設備構造設計の技術基準への適合、実現可能性のない不適切な施工計画ではないこと、労働安全・環境保全への配慮方針、協議会意見とりまとめの留意点の考慮、等が具体的に示されているため、「最低限必要なレベル」基準を満たすと評価。また、全事業者について、公募占用指針で示すリスクシナリオに関し、十分な検討内容が示されているため、「良好」基準を満たすと評価。 「つがるオフショアエナジー共同体」及び「津軽七里長浜洋上風力合同会社」については、①第三者機関等の発電量予測を踏まえた適切な風車配置、②国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細な検討内容、③採用風車機種 of 型式認証取得に向けた見通し、④工事の確実性や効率性を示す明確な検討内容、⑤労働安全衛生に係る認定の取得見込み、が具体的に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 - 加えて、「つがるオフショアエナジー共同体」については、独自リスクシナリオに関し、他社では十分検討されていないリスクを特定・分析している点、及び、未然防止策について具体的かつ有効な対応策が根拠資料とともに示されている点が相対的に優れているため、「優れている」基準を満たすと評価。		
	運転開始以降の事業計画〔5点満点〕	5点 （トップランナー）	3.75点 （優れている）	2.5点 （ミドルランナー）
		- 全事業者について、各種法令や統一的解説への対応、労働安全・環境保全への配慮方針、撤去費用金額及び確保方法、協議会意見とりまとめの留意点の考慮、が具体的に示されているため、「最低限必要なレベル」基準を満たすと評価。加えて、全事業者について、公募占用指針で示すリスクシナリオに関し、十分な検討内容が示されているため、「良好」基準を満たすと評価。さらに、全事業者について、①各設備に係る適切な維持管理計画、②倒産リスクを考慮した撤去費用確保方法、が具体的に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 「つがるオフショアエナジー共同体」及び「青森南洋上風力開発合同会社」については、独自リスクシナリオに関し、他社では十分に検討されていないリスクを特定・分析しているほか、根拠資料とともに具体的な対応策が示されている点が、相対的に優れていると評価。以上より、「優れている」基準を満たすと評価。 - 加えて、「つがるオフショアエナジー共同体」については、人材育成や雇用機会の創出について、高度人材を育成するための具体的な方法や青森県全体で人材が循環する計画等、雇用・育成計画が根拠とともに示されているため、相対的に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。		

事業実現性評価点の内訳及び講評（電力安定供給、関係行政機関の長等との調整能力）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

	つがるオフショアエナジー共同体	青森南洋上風力開発合同会社	津軽七里長浜洋上風力合同会社
	20点 （トップランナー）	10点 （ミドルランナー）	10点 （ミドルランナー）
電力安定供給 〔20点満点〕	● 全事業者について、主要なハード（風車、基礎、海底ケーブル、船舶）に係るサプライチェーン形成計画、公募占用指針で示すリスクシナリオに関する十分な検討内容、故障時の早期復旧のための部品調達策やメンテナンス人材の育成・確保策、物流拠点や輸送手段の確保等、が具体的に示されている。以上より、全事業者、「ミドルランナー」までの基準を満たすと評価。 ● 「つがるオフショアエナジー共同体」については、独自リスクシナリオに関し、特定したリスクは他社でも検討されている内容であるものの、各対応策が根拠資料とともに十分示されており、高い実現可能性を有している点で相対的に優れているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「つがるオフショアエナジー共同体」については、ハードサプライチェーンの取組に関し、より多くの国内製造拠点を提案している点が他社と比較して、相対的に優れている。以上より、「トップランナー」と評価。		
	10点 （トップランナー）	7.5点 （優れている）	5点 （ミドルランナー）
関係行政機関の長等 との調整能力 〔10点満点〕	● 評価に当たっては、青森県知事の意見を最大限尊重した。 ● 「津軽七里長浜洋上風力合同会社」については、国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長等との調整実績を有すると評価できるため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「つがるオフショアエナジー共同体」及び「青森南洋上風力開発合同会社」については、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長等との調整実績を有するため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「つがるオフショアエナジー共同体」については、地元の開発事務所を設置かつ居住し、地域目線で関係行政機関及び漁業者と高頻度の調整を重ねていることや、他海域での調整実績が着床式洋上風力事業である点が本海域と親和性があること等を踏まえると、本事業を円滑に進める上で、特に優れた調整実績を有しているといえる。以上より、「トップランナー」と評価。		

事業実現性評価点の内訳及び講評（地域との協調・共生、地域経済波及効果）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

	つがるオフショアエナジー共同体	青森南洋上風力開発合同会社	津軽七里長浜洋上風力合同会社
周辺航路、漁業等との協調・共生 〔10点満点〕	10点 （トップランナー）	5点 （ミドルランナー）	5点 （ミドルランナー）
	● 評価に当たっては、青森県知事の意見を最大限尊重した。 ● 全事業者について、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案しており、地域の安全に対し最大限配慮されている計画であるため、「最低限必要なレベル」及び「良好」を満たすと評価。加えて、青森県基本計画及び3市町の総合計画に対応する地域共生策について、具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案していることから、「ミドルランナー」までの基準を満たすと評価。 ● 「つがるオフショアエナジー共同体」については、風車のレイアウトが他社と比較して地元漁業者の意向と最も合致しており、地域の特色を踏まえた具体的かつ実現可能性のある優れた提案がなされているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「つがるオフショアエナジー共同体」については、将来的な津軽港の活用や漁業者帰港時のルートを意識した航路設定、新規のみならず既存漁業者も考慮した漁業人財の育成・確保が、中長期的な観点から地域・漁業の発展や振興に資する提案として、特に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。		
地域経済波及効果 〔10点満点〕	10点 （トップランナー）	7.5点 （優れている）	5点 （ミドルランナー）
	● 評価に当たっては、青森県知事の意見を最大限尊重した。 ● 全事業者について、必要な見積書が提出される等、経済波及効果の因子の確からしさが十分に示されており、かつ青森港及び津軽港の活用について記載があることから、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「つがるオフショアエナジー共同体」及び「青森南洋上風力開発合同会社」については、経済波及効果及び地元の雇用が他社と比較して大きい等、高い波及効果を有する提案がなされているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「つがるオフショアエナジー共同体」については、津軽港をO & M港としての活用のみならず、多様な方法で活用することを検討しているほか、基金外での取組の提案が地域の要望と合致しており、中長期的な観点から地域経済の発展に資すると評価。以上より、「トップランナー」と評価。		

事業実現性評価点の内訳及び講評（国内経済波及効果）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

	つがるオフショアエナジー共同体	青森南洋上風力開発合同会社	津軽七里長浜洋上風力合同会社
	10点 （トップランナー）	5点 （ミドルランナー）	5点 （ミドルランナー）
国内経済 波及効果 〔10点満点〕	● 全事業者について、必要な見積書が提出される等、経済波及効果の因子の確からしさが十分に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「つがるオフショアエナジー共同体」については、高い国内経済波及効果を生み出す施策に関し、他社と比較して高い国内調達比率を目指す提案がされており、高い波経済及効果を有すると見込まれるため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「つがるオフショアエナジー共同体」については、中長期的な観点から国内経済の発展に資する施策に関し、洋上風力発電に係る技術を将来的に他産業へ展開していくことを提案しており、洋上風力産業のみにとどまらない効果が見込まれることから、他社と比較して、より長期の視点が盛り込まれていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。		

2. 山形県遊佐町沖の評価結果

事業者名	事業計画概要				評価点 [補正後合計点は、小数点第2位まで表記（第3位を四捨五入）]					
	運転開始 予定時期	発電設備 出力 (万kW)	風車メーカー 風車型式 (出力)	基数 (基)	総合点 (A + B)	価格点 [120点満点] (A) 選定事業者のみ 供給価格公表	事業実現性評価点 [120点満点]			
							補正後 合計点 (B) 注1	補正前 合計点 (C = D + E)	事業の実施能力 [80点満点] (D)	地域との調整等 [40点満点] (E)
山形遊佐洋上風力 合同会社注2	2030/6/30	45.0	SGRE SG DD-236 (15MW)	30	240	120 (3円/kWh)	120	104.375	66.875	37.5
山形鳥海ウインドパ ワーコンソーシアム注3	2030/6/30	48.0	SGRE SG DD-236 (15MW)	32	219.88	120	99.88	86.875	59.375	27.5
やまがたゆざコンソーシ アム注4	2030/6/30	48.0	Vestas V236-15MW (15MW)	32	194.01	120	74.01	64.375	46.875	17.5
ゆざウインドパワー コン ソーシアム注5	2030/6/30	49.5	SGRE SG DD-236 (15MW)	33	191.86	120	71.86	62.5	40	22.5

(注1) 事業実現性評価点は、公募占用指針に基づき、以下のとおり補正。

事業実現性評価点 = (提案者の評価点 / 同一の促進区域における公募参加者の最高評価点) × 120

(注2) 構成員（代表企業下線）

丸紅株式会社、関西電力株式会社、BP Iota Holdings Limited、東京瓦斯株式会社、株式会社丸高

(注3) 構成員（代表企業下線）

株式会社ユーラスエナジーホールディングス、Equinor Japan合同会社、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社、豊田通商株式会社、戸田建設株式会社

(注4) 構成員（代表企業下線）

東京電力リニューアブルパワー株式会社、住友商事株式会社、三井不動産株式会社、東日本旅客鉄道株式会社

(注5) 構成員（代表企業下線）

九電みらいエナジー株式会社、SSE遊佐洋上風力発電合同会社、石油資源開発株式会社

事業実現性評価点の内訳及び講評（迅速性、事業計画の基盤面）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

		山形遊佐洋上風力合同会社	山形鳥海ウインドパワー コンソーシアム	やまがたゆざコンソーシアム	ゆざウインドパワー コンソーシアム
迅速性 〔20点満点〕		15.625点 (基礎点20×31.25/40)	13.125点 (基礎点20×26.25/40)	10.625点 (基礎点20×21.25/40)	10点 (基礎点20点×20/40)
		● 運転開始時期に応じて予め決められている基礎点（公募占用指針に記載）に事業計画の基盤面・実行面（満点40点）の得点率を乗じて算出。なお、事業計画の基盤面・実行面（満点40点）の得点率が5割未満の場合は、迅速性の評価点は「0点」となるが、これに該当した事業者はいなかった。			
事業計画の基盤面	事業実施 体制・実績 〔10点満点〕	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)
		● 全事業者について、「風車の設置」「海洋土木工事」「発電事業の運営」に係る各役割を担う主たる者及び当該者の適切な実績が具体的に示されており、また公募占用指針で示すリスクシナリオについて十分な検討内容が記載されている。加えて、①SPCの意思決定方法及びリスク管理体制、②SPCの意思決定機関における洋上風力発電事業に関する経験を有する役員の配置計画、③緊急時体制・対応・訓練の計画、が具体的に示されている。以上より、全事業者、「ミドルランナー」までの基準を満たすと評価。			
	資金・収支 計画 〔10点満点〕	7.5点 (優れている)	10点 (トップランナー)	5点 (ミドルランナー)	5点 (ミドルランナー)
		● 全事業者について、①各事業費の根拠が示されダンプの疑いがない、②実現可能性に欠く不適切な資金調達方法ではない、③発電量予測や基準価格等を踏まえた事業収入見通しである、④事業期間中に累積解消ができる、⑤撤去費用が適切に確保されている、点が具体的に示されているため、「最低限必要なレベル」基準を満たすと評価。 ● 全事業者について、公募占用指針で示す感度分析シナリオに関しLLCRが1.0以上であること、またプロジェクトファイナンス以外を計画する場合に信用力のある金融機関等からのLOIを取得していること、が具体的に示されているため、「良好」基準を満たすと評価。加えて、全事業者について、資金収支計画の各項目に関して適切な専門家による適切性の検討・評価を受けていることが、根拠とともに具体的に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」については、公募占用指針で示すリスクシナリオに関し、オフテーカーの契約不履行・倒産リスクに対し、他社と比較して商務条件の履行の確実性が高いオフテーカーをより多く獲得している点等、「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」については、他社と比較して公募占用指針で示すリスクシナリオについてより精緻に分析している点が、それぞれ相対的に優れているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」については、独自リスクシナリオに関し、各対応策が十分な根拠とともに示されており、実現可能性の観点から、他社と比較して相対的に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。			

事業実現性評価点の内訳及び講評（事業計画の実行面）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
 （なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

		山形遊佐洋上風力合同会社	山形鳥海ウインドパワー コンソーシアム	やまがたゆざコンソーシアム	ゆざウインドパワー コンソーシアム
事業計画の実行面	運転開始までの 事業計画 〔15点満点〕	15点 （トップランナー）	7.5点 （ミドルランナー）	7.5点 （ミドルランナー）	7.5点 （ミドルランナー）
		● 全事業者について、各工程の内容及びスケジュール根拠、設備構造設計の技術基準への適合、実現可能性のない不適切な施工計画ではないこと、労働安全・環境保全への配慮方針、協議会意見とりまとめの留意点の考慮、等が具体的に示されているため、「最低限必要なレベル」基準を満たすと評価。また、全事業者について、公募占用指針で示すリスクシナリオに関し、十分な検討内容が示されているため、「良好」基準を満たすと評価。 ● 全事業者について、①第三者機関等の発電量予測を踏まえた適切な風車配置、②国内のウインドファーム認証取得に向けた詳細な検討内容、③採用風車機種 of 型式認証取得に向けた見通し、④工事の確実性や効率性を示す明確な検討内容、⑤労働安全衛生に係る認定の取得見込み、が具体的に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」については、独自リスクシナリオに関し、他社が示していないリスクについて、具体的な対応策とともに分析している点が相対的に優れているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「山形遊佐洋上風力合同会社」については、調整力確保や系統混雑緩和に資する取組に関し、蓄電池の設置等の計画が具体的に示されており、調整力の規模等の観点からも相対的に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。			
	運転開始以降 の事業計画 〔5点満点〕	3.75点 （優れている）	3.75点 （優れている）	3.75点 （優れている）	2.5点 （ミドルランナー）
		● 全事業者について、各種法令や統一的解説への対応、労働安全・環境保全への配慮方針、撤去費用金額及び確保方法、協議会意見とりまとめの留意点の考慮、が具体的に示されているため、「最低限必要なレベル」基準を満たすと評価。加えて、全事業者について、公募占用指針で示すリスクシナリオに関し、十分な検討内容が示されているため、「良好」基準を満たすと評価。さらに、全事業者について、①各設備に係る適切な維持管理計画、②倒産リスクを考慮した撤去費用確保方法、が具体的に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」、「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」及び「やまがたゆざコンソーシアム」については、独自リスクシナリオに関し、リスクの特定方法の妥当性の観点から、他社と比較して相対的に優れているため、「優れている」基準を満たすと評価。			

事業実現性評価点の内訳及び講評（電力安定供給、関係行政機関の長等との調整能力）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

	山形遊佐洋上風力合同会社	山形鳥海ウインドパワー コンソーシアム	やまがたゆざコンソーシアム	ゆざウインドパワー コンソーシアム
	20点 （トップランナー）	20点 （トップランナー）	15点 （優れている）	10点 （ミドルランナー）
電力安定供給 〔20点満点〕	● 全事業者について、主要なハード（風車、基礎、海底ケーブル、船舶）に係るサプライチェーン形成計画、公募占用指針で示すリスクシナリオに関する十分な検討内容、故障時の早期復旧のための部品調達策やメンテナンス人材の育成・確保策、物流拠点や輸送手段の確保等が具体的に示されている。以上より、全事業者、「ミドルランナー」までの基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」、「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」及び「やまがたゆざコンソーシアム」については、独自リスクシナリオに関し、リスクの特定方法の妥当性の観点から、他社と比較して相対的に優れているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「山形遊佐洋上風力合同会社」及び「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」については、ハードサプライチェーンの取組に関し、SEP船の調達リードタイムを短縮するための取組等が、他社と比較して相対的に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。			
	10点 （トップランナー）	7.5点 （優れている）	7.5点 （優れている）	5点 （ミドルランナー）
関係行政機関の長 等との調整能力 〔10点満点〕	● 評価に当たっては、山形県知事の意見を最大限尊重した。 ● 「ゆざウインドパワー コンソーシアム」については、国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長等との調整実績を有するため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」、「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」及び「やまがたゆざコンソーシアム」については、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長等との調整実績を有するため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「山形遊佐洋上風力合同会社」については、これまでの実績で培った経験を活かし、本区域に関連する調整項目や調整先を具体的かつ明確に特定した上で提案しているため、本事業を円滑に進める上で相対的に特に優れた調整実績があると評価。以上より、「トップランナー」と評価。			

事業実現性評価点の内訳及び講評（地域との協調・共生、地域経済波及効果）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
（なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

	山形遊佐洋上風力合同会社	山形鳥海ウインドパワー コンソーシアム	やまがたゆざコンソーシアム	ゆざウインドパワー コンソーシアム
	10点 （トップランナー）	7.5点 （優れている）	2.5点 （良好）	5点 （ミドルランナー）
周辺航路、漁業等との協調・共生 〔10点満点〕	● 評価に当たっては、山形県知事の意見を最大限尊重した。 ● 「やまがたゆざコンソーシアム」については、協議会意見とりまとめを踏まえた提案がなされており、それを実現するための方法及びスケジュールの具体性が示されているため、「良好」基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」、「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」及び「ゆざウインドパワー コンソーシアム」については、協議会意見とりまとめを踏まえた提案がなされており、それを実現するための方法及びスケジュールの具体性、並びに実績及び体制面の根拠が示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「山形遊佐洋上風力合同会社」及び「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」については、山形県の漁業の現状や課題を十分に踏まえた具体的かつ実現可能性のある優れた提案がなされているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● さらに、「山形遊佐洋上風力合同会社」については、山形県漁協への人材派遣による中長期にわたる山形県水産物の販路拡大等、遊佐町漁業の持続的発展に繋がる具体的な手立てを提案しており、特に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。			
	10点 （トップランナー）	7.5点 （優れている）	2.5点 （良好）	7.5点 （優れている）
地域経済波及効果 〔10点満点〕	● 評価に当たっては、山形県知事の意見を最大限尊重した。 ● 「やまがたゆざコンソーシアム」については、協議会意見とりまとめを踏まえた提案がなされており、それを実現するための方法及びスケジュールの具体性が示されているため、「良好」基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」、「山形鳥海ウインドパワーコンソーシアム」及び「ゆざウインドパワー コンソーシアム」については、協議会意見とりまとめを踏まえた提案がなされており、それを実現するための方法及びスケジュールの具体性、並びに実績及び体制面の根拠が示されている、かつ、経済波及効果の見込みについて具体的かつ根拠をもって示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。また、同 3 社については、遊佐地域の現状や課題を踏まえた具体的かつ実現可能性のある優れた提案がなされているため、「優れている」基準を満たすと評価。 ● 加えて、「山形遊佐洋上風力合同会社」については、地元漁業者等の就労機会の拡大に繋がる海業の振興等、遊佐町の持続的発展に繋がる具体的な手立てを提案しており、特に優れていると評価。以上より、「トップランナー」と評価。			

事業実現性評価点の内訳及び講評（国内経済波及効果）

注：HPで公表する本講評については、各社の競争上の地位を損ねないよう、計画の詳細及び評価されなかった理由の詳細については記載していない。
 （なお、公募占用指針に基づき、希望する公募参加者に対して、個別に、当該参加者に係る評価理由の詳細について開示することとしている）

	山形遊佐洋上風力合同会社	山形鳥海ウインドパワー コンソーシアム	やまがたゆざコンソーシアム	ゆざウインドパワー コンソーシアム
	7.5点 （優れている）	5点 （ミドルランナー）	5点 （ミドルランナー）	5点 （ミドルランナー）
国内経済 波及効果 〔10点満点〕	● 全事業者について、必要な見積書が提出される等、経済波及効果の因子の確からしさが十分に示されているため、「ミドルランナー」基準を満たすと評価。 ● 「山形遊佐洋上風力合同会社」について、高い国内経済波及効果を生み出す施策に関し、大手サプライヤー等の1次請企業に対して、2次請企業を国内企業とすることを要請する取組が示されており、他社と比較して高い経済波及効果を有すると見込まれるため、「優れている」基準を満たすと評価。			